

次世代育成支援対策推進に基づく一般事業主行動計画

職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均8日以上とする。

〈対策〉

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得促進のため検討開始
- 令和5年5月～ 各部署において有給休暇の取得計画を策定
- 令和5年6月～ 回覧、掲示板等により内容を職員に周知